

関東地方に居住する申立人が所有する避難指示解除準備区域（富岡町）所在の建物の財物損害について、原発事故の約1年半前に建物の屋根や外壁補修等のメンテナンス工事が実施され、その後の状態も良好であること等を考慮して、平成22年度の固定資産税評価額をもとにした上で、新築後48年経過時以降の価値を新築時点相当の価値の4割として賠償された事例。

和解契約書（全部）

原子力損害賠償紛争解決センター平成〇〇年（東）第〇号事件（以下「本件」という。）について、申立人X（以下「申立人」という。）と被申立人東京電力ホールディングス株式会社（以下「被申立人」という。）は、次のとおり和解する。

1 和解の範囲

申立人と被申立人は、本件に関し、別紙1記載の損害項目について和解することとし、それ以外の点については、本和解の効力は及ばないこととする。

2 和解金額

被申立人は、申立人に対し、前項記載の損害項目について、既払金控除後の和解金として、合計金506万9845円の支払義務のあることを認める。

3 支払方法

（省略）

4 清算

申立人と被申立人は、第1項記載の損害項目について、以下の点を相互に確認する。

（1）本和解に定める金額を超える部分につき、本和解の効力が及ばず、申立人が被申立人に対して別途損害賠償請求することを妨げない。ただし、本件和解仲介に関する弁護士費用については、本和解に定めるもののほか、当事者間に何らの債権債務がない。

（2）本和解に定める金額に係る遅延損害金につき、申立人は被申立人に対して別途請求しない。

5 確認条項

申立人及び被申立人は、別紙2記載の不動産について、仮に本和解による賠償がその価額の全部の賠償である場合でも、賠償金の支払いにかかわらず所有権は移転しないことを相互に確認する。

6 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人及び被申立人が署名（記名）押印の上、各自1通を保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

平成29年2月16日

（別紙2 物件目録省略）

(別紙 1)

損害項目		期間	和解金額	備考
財物価値の喪失 又は減少等	土地（別紙 2 物件目録 1 記載の土地）	—	2,278,949	
	建物（別紙 2 物件目録 2 記載の建物）	—	18,917,092	
小計			21,196,041	
既払金			16,273,861	別紙 2 物件目録 1 記載の土地、同 物件目録 2 記載の建物（建築物及 び構築物・庭木）
既払金控除後小計			4,922,180	
本件和解仲介に関する弁護士費用			147,665	
合計			5,069,845	